

2022年2月17日

各 位

東京都新宿区西新宿八丁目 17 番 1 号  
 株式会社 アドウェイズ  
 代表取締役 山田 翔  
 (コード番号：2489 東証第一部)  
 問い合わせ先：  
 上席執行役員 管理担当 田中 庸一  
 電話番号 03 (5331) 6308

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月17日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年3月24日開催予定の第22期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

##### ① 目的の一部変更

現行定款第 2 条につきまして、当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、事業目的の一部を削除するものであります。

##### ② 株主総会参考書類等の電子提供

現行定款第 14 条につきまして、2019 年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供制度が定められたことに伴い、所要の変更を行うものであります。また、当該変更に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

##### ③ 補欠取締役の任期

現行定款第 21 条につきまして、取締役が欠けた場合等に備え、補欠取締役に関する規定として、補欠取締役が取締役に就任した場合の任期について定めるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                          | 変 更 案                    |
|----------------------------------|--------------------------|
| 第1条 (条文省略)                       | 第1条 (現行通り)               |
| (目的)                             | (目的)                     |
| 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。         | 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 |
| 1.～33. (条文省略)                    | 1.～33. (現行通り)            |
| <u>34. 仮想通貨関連業務</u>              | (削除)                     |
| <u>35. 資金決済に関する法律に基づく仮想通貨交換業</u> | (削除)                     |
| 36. (条文省略)                       | <u>34.</u> (現行通り)        |

| 現 行 定 款  | 変 更 案  |
|--|--|
| <p>第3条～第13条（条文省略）<br/> <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示と<br/> みなし提供)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したとみなすことができる。<br/> (新設)</p> <p>第15条～第20条（条文省略）<br/> (任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<br/> (新設)</p> <p>第22条～第47条（条文省略）<br/> (新設)<br/> (新設)</p> | <p>第3条～第13条（現行通り）<br/> (電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。<br/> 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第15条～第20条（現行通り）<br/> (任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<br/> 2. 任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第22条～第47条（現行通り）<br/> 附 則<br/> (株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。<br/> 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条はなお効力を有する。<br/> 3. 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：2022年3月24日

定款変更の効力発生日：2022年3月24日

なお、上記の内容については、2022年3月24日開催予定の第22期定時株主総会において承認されることを条件といたします。

以 上